

西京区プロモーション動画作成業務及び 西京区制50周年記念誌作成に係る情報収集業務委託 仕様書

1 委託業務名

西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念誌作成に係る情報収集業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

京都市西京区は、京都市内の西部に位置し、西京区役所が管轄する「本所管内」と洛西支所が管轄する「支所管内」から構成されており、両管内ともに人口減少が進んでおり、定住・移住の促進が喫緊の課題となっている。

西京区は、市内11区内において0～18歳の構成比が1番高く、昨年度実施した副業人材を活用した分析においても、「公園面積が広い」、「犯罪が少ない」といった子育てに適した魅力があるにも関わらず、それが区外へ十分に伝わっていないという課題が浮き彫りとなった。

そこで、令和8年度に西京区制50周年を迎えることを契機に、「選ばれるまち—西京区」をテーマに、「西京区への定住・移住の促進」や「つなぐ・むすぶ・交ざり合う」という市政方針も踏まえ、より実効性の高い広報戦略を進めていくこととしている。

PR手法の一環として、プロモーション動画、区制50周年記念誌を作成し、西京区の魅力や強みを、区内はもとより区外へ積極的に発信するものである。

3 業務の内容

(1) 西京区プロモーション動画の作成

動画作成に当たり、企画、取材、撮影、ナレーション、作画、編集等のすべての業務を行う。

ア 企画構成・企画提案

プロポーザルでの提案内容を基に京都市と受託者で協議し、内容を決定する。そのうえで、本業務の目的を踏まえ、効果的な世界観、表現・演出、音楽、ナレーション等を設定し、西京区の特徴や独自性（西京区でしか感じられない値打ち・唯一無二性）、施策の魅力等を分かりやすく伝えるものとする。

(ア) 企画構成

動画内容には、以下の観点を含めることを想定する。また、単なる観光地紹介にならないよう、ストーリー性を持たせた内容とすること。

なお、企画提案を行う中で、独自の観点を加えることは妨げない。

- ・自然、歴史、文化、そして特産品等、西京区の様々な魅力が共存したまち
- ・「公園面積が広い」、「犯罪が少ない」等といった子育てに適したまち
- ・地域活動や区民同士の支え合い、コミュニティが活発なまち
- ・阪急電鉄をはじめ、市内中心部や大阪への交通アクセスの良いまち

(イ) 発信対象

本事業の目的を踏まえ、西京区の魅力を区内外に発信し、定住・移住の促進につながるよう、主に20歳代～40歳代をターゲット層として設定する。

(ウ) 仕様

様々な配信用媒体で使用できるよう、長編動画（4～6分程度）を1本、長編動画を短くまとめたショート動画を別途2～3本作成することを想定しているが、制作本数や尺の長さ等の詳細については、提案を踏まえ、京都市との協議のうえ決定する。

イ 取材・撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の作成を行う。

制作される動画が京都市の意向と相違がないように、企画・台本等も含め、事前に京都市と協議・確認すること。

- ・出演者（エキストラ、ナレーター等の手配を含む）の調整
- ・肖像権及び著作権についての必要な手続き
- ・撮影場所の手配、許可、調整等

※受託者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については、受託者の責任で解決すること

ウ 編集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。また、納品までに京都市等による複数回の内容確認及び修正の指示をうけるものとする。また、以下の点に留意すること。

- ・動画は、原則実写のみとするが、企画構成上、実写以外を必要とする場合は事前に協議のうえ、映像に取り入れることとする。
- ・使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合や、その他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。（借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。）
- ・音楽用素材については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者において行うこと。
- ・制作する動画は、アクセシビリティに配慮し、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 「高齢者・障害者等配慮設計指針-第3部：ウェブコンテンツ」の等級 AA に準拠すること。
- ・編集内容の変更等は、納品直前まで、京都市の指示に柔軟かつ速やかに対応すること。また、納品は、京都市との合意が取れた後に行うこと。

エ 周知及び展開

(ア) 広報戦略の提案

前述で示したメインターゲット層のトレンド等を分析し、制作する動画を活用（媒体に応じた再編集を含む）した効果的な広域展開の戦略を提案すること。

(イ) プレスリリース及び二次利用への協力

京都市が報道機関等への広報発表を行う場合や、制作する動画の一部を静止画として切り出し、冊子などに二次利用する場合には、必要な素材を提供すること。その際に著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

オ 規格・仕様

以下のとおり想定しており、提案を踏まえ、協議のうえ決定する。

- ・動画の縦横比は、PC やスマホともに対応できるように、16:9 (ワイド) 及び9:16 (縦長) とする。
- ・動画の解像度は、1920px×1080px 以上とする。
- ・動画データは、H. 264/MPEG-4AVC のコーデックを用いる。
- ・様々な配信媒体で使用できるように、長編動画 (2~4分程度) を1本、長編動画を短くまとめたショート動画を別途2~3本作成する。
(制作本数や尺の長さ等の詳細は、提案を踏まえ協議のうえ決定)

カ 成果品

以下(ア)、(イ)について、大容量ファイル転送サービス等を用いて電子データで納品すること。また、(ア)~(ウ)の全てを格納したDVDディスク5枚(盤面印刷を含む)を納品すること。

(ア) WEB配信用動画

YouTube、X、LINE、LinkedIn など別途通知する各媒体に対応するフォーマットに変換したデータ。なお、各媒体に掲載する際、サムネイル画像が必要なものは動画で使用する素材を組み合わせで作成すること。

(イ) デジタルサイネージ動画

別途通知する媒体に対応するフォーマット(例:WMV9など)に変換し、各媒体に適した規格に編集したデータ

(ウ) 動画制作時に使用した生データ

本業務のために撮影・作成した動画、画像(使用しなかった物も含む)

(2) 西京区制50周年記念誌作成に係る情報収集

西京区制50周年記念誌については、これまでの西京区を振り返るとともに、区内外へ西京区の強み・魅力等を掲載するものを令和8年度に発行する予定としている。本業務では、記念誌の素材となる西京区の潜在的な魅力やこれまでの変遷について情報収集を行い、その一部の原稿作成を行うものである。

ア 記念誌の構成(案)

(ア) これまでの西京区の振り返り

- ・西京区にある特有の文化や習慣、土地の歴史・変遷等について掲載
- ・上記の造詣が深い学識者や地元関係者等へ執筆を依頼し、区制50周年を振り返る。

(イ) 阪急沿線とともに発展を続けてきた西京区

阪急京都線の前身である新京阪鉄道が、昭和3年に「桂駅」を開業、その後、平成15年に「洛西口駅」が開業、平成28年に「桂~東向日間」が高架化され、その高架下は「TauT 阪急洛西口」として発展し続けていること等、まちの変遷について、まちの移り変わりがわかる写真を紹介しながら掲載。

(ウ) 未来の西京区に向けて

西京区制50周年事業を契機に、区内外へ西京区の強み・魅力等を発信し、西京区が「選ばれるまち-西京区」を実現していくこと等について、掲載。

イ 業務内容

記念誌の素材となる西京区の潜在的な魅力やこれまでの変遷について情報を集め、原稿案を作成するものである。

- ・ 記念誌の素材となる西京区の魅力やこれまでの変遷についての情報収集（関係者からの過去の写真の収集や、写真撮影も含む。）
- ・ 学識者や地元関係者等へ執筆依頼、調整（執筆依頼を行う学識者や地元関係者の選定は本市と事前協議のうえ行う。）
- ・ 3（2）アの「これまでの西京区の振り返り」の原稿作成、調整

ウ 成果物

本業務のために撮影・作成した原稿案、画像（使用しなかった物も含む）について、大容量ファイル転送サービス等を用いて電子データで納品すること。また、全てを格納したDVDディスク5枚（盤面印刷を含む）を納品すること。

4 納期

本業務の成果物は、京都市と合意済みのものを令和8年3月末までに納品すること。

5 委託金額の範囲

記載した業務全てを含む（業務の提供に当たり発生する付帯作業（※）に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする）。したがって、追加費用は一切請求できない。

※発生する付帯作業の一例

- ・ 出演者の衣装、メイク、出演者や受託者の飲食費や移動に係る交通費等
- ・ 本業務に必要な物品等
- ・ 事業内容を説明するパネル
- ・ 京都市職員等以外の出演者の出演費、執筆者への謝礼 等

6 委託金額の支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で支払うものとする。

7 特記事項

- （1）本業務を開始するに当たっては、京都市と事前に十分な調整を行うこと。
- （2）本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も各媒体で無期限に公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料、楽曲使用料等については、受託者の負担とする。
- （3）受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、京都市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、京都市が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で京都市の了承を得るものとする。
- （4）受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。
- (6) 本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、京都市と受託者で協議の上決定する。

8 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、京都市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって京都市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 京都市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等できることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを京都市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市へ報告し、協議を行うこと。
- (5) 契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。